

●第8回審議会 要点録

日時 平成19年10月22日（月）午後6時30分から午後9時

場所 市役所 301・302会議室

欠席 田中委員

※ 開会に先立ち、資料の確認がされた。あわせて、第3回審議会にて提出された「資料26 保育料現年調停額と収納率」について、一部誤りがあったため修正された。

1 第7回審議会結果の確認

「資料49 平成19年度第7回多摩市使用料等審議会要点録（案）」の通り確認された。

2 審議

審議に先立ち、今回の資料の概略について幹事及び事務局から説明があった。

（幹事説明の概要）

- ・ 「資料51 答申書（素案）に対する委員意見」のNo.1については事務局提案。素案4ページ「1.（4）保育料の現況」を、最終案では1ページの「はじめに」及び9ページの参考資料で表現。No.2は文言の追加。No.3は年度部分を削除する形で文言の整理。No.4は、最終案4ページ②の表現について提案のとおり変更した。No.5の「未納、滞納について触れるべき」との意見については、最終案4ページ「（1）公平性について」の中で表現。No.6についてはNo.1と同様。No.7は、素案5ページ1行目からの段落をすべて削除すべきとの案だが、「welfare magnet」については削除したが、No.8において本段落の趣旨を残したいとの意見もあったことから、最終案4ページに四角で囲んで表現。No.9の削除希望については、最終案「5.まとめ」の中で表現した。No.10は素案5ページ「（1）公平性について」。重複した内容を整理し案のとおり変更した。No.11は削除希望だが、議論の基となった客観的事実のため、No.10で残した。No.12については最終案5ページの上から7行目に追加。No.13については、最終案「4.その他」（1）で表現。No.14は保育料新旧比較表の追加希望だが、答申を受けて初めて新徴収基準額表ができるので、掲載はしないものとした。No.15は事務局提案として、国徴収基準保護者負担率26市18年度実績表を挿入した。No.16は案のとおり変更。No.17についてはNo.16で表現。No.18は案のとおり変更。No.19はNo.18で反映。No.20は案のとおり変更。No.21については、新4区分において、0歳児の最高額が6万円を超えないように、また、児童手当が不

支給になる事情にも配慮をとる意見だが、審議を深めていないことから条例制定に向けての参考意見とさせていただいた。No.22、23についても同様。No.24は素案8ページ⑤の「国基準」の説明。第1子、2子、3子についての考え方を、国徴収基準額表から抜粋し掲載した。No.25については、保護者と市の負担割合についてはこれまで十分に議論されているので、意見として承った。No.26については、負担のあり方の議論の中では触れられていないので、反映していない。No.27の市民説明会等については、市が条例制定する過程で市民意見を伺うことになるので参考意見として承った。No.28の「改定時期の考え方」については、本日の資料52で後ほどご説明させていただく。No.29についてはNo.5で反映。No.30の意見については議論を尽くせなかったため、今後の参考意見とさせていただいた。No.31、32、33はまとめて「5.まとめ」で表現。No.34の情報公開の仕組みづくりについては、今後の参考意見とさせていただいた。No.35の激変緩和措置に対する意見については、条例制定に向けての参考意見とさせていただいた。No.36は事務局提案。「5.まとめ」に新たに文言を追加した。

- ・ 「資料52 改定時期の考え方」は、何年後に保育料の改定を行うのか、条例制定までどれぐらいの期間必要なのかの説明資料。審議会経費の予算化を皮切りに、審議会を経て施行するまでに約2年半から3年の期間が必要。緊急を要す特殊な事情がない限り、3年未満での見直しは不可能。3年後に見直すと考え、次回の審議会は平成22年度で条例制定の翌年度になる。その際、審議会にお示しできる資料は、条例制定後では予算のデータのみとなり、実績を踏まえた審議ができない。第7回の意見から鑑み、3年から5年が妥当と考え資料を作成した。

(関連質疑)

【※ ◎印は会長 ○印は委員 ⇒印は幹事 ◇印は事務局 の発言を示す】

- 最終案5ページ上から7行目に関して、実際に悪質な未納があるのか。実態把握しているならいいが、把握していないならこの記述はどうかと思う。悪質な未納があることを前提にした表現については配慮が必要。
- ◇ 明らかに悪質であるという確たる証拠はないが、こうしたことに対して毅然とした態度をとる必要があると考える。ただ、本当に払えない人への対応も考慮すべき。そのあたりを本日議論していただければと考えている。
- 「こうしたことがある場合は」との表現ではどうか。
- ◇ ご提案のとおり表現に修正させていただく。
- 4ページの囲み部分。「保護者負担の水準を著しく低く設定」することは想定されていないのでは。また、多摩市は経済的に弱い立場の人を排除するととられかねない。是非、削除していただきたい。

- 保育を必要とする層が多く流入すると市の財政の持続可能性を損なうとの懸念については、結局どの辺の層が入ってくるかによる。20代から40代の共働き世帯で、市の活力にも影響を与える層と考えれば、著しく低く設定すること自体有り得ない。表現を変えたほうがいい。
- 「welfare magnet」はきつい表現なので、修正するならこのような表現ではどうかと提案した。実態としてこのような現象がないわけではない。確かに著しく低く設定することは想定されないし、保育を必要とする層は様々にあることを考えれば、個人的には削除しても構わない。ただ、その2つ前の段落にある「既に近隣市に比べ…が大きく課題」と内容的に重複するが、市の財政的な観点を入れた方がいいなら、例えば、「今後それを財政面から維持し続けていけるのかというのも大きな課題です」という形で、財政的な持続可能性について触れてもいいのでは。
- ◎ 皆さんの意見の趣旨を踏まえた上で、最終的な文言整理は本日の議論後に事務局との調整で修正することで構わないか。
- ◇ 囲み部分を削除した上で、2つ前の段落の表現を「今後それを財政面から維持し続けていけるのか…」とすることでいいか。
- ◎ そのような形で合意された。
- 前回の議論の中でも、0歳児の激変緩和の話があった。それについては条例制定する際の参考意見にとのことだが、答申案には盛り込めないのか。
- ◇ 0歳児枠をつくり1・2歳児の負担軽減を図るとともに、多子軽減を行うには、どこかの割合を上げていかなければ50%は成り立たない。0歳児の高所得の部分が上がっていくのはやむを得ない。そこを段階的にすると50%は達成できない。また、年度間の公平性も維持できない。条例を制定し、市民意見も取り入れながら改定するためには、最低でも3年ぐらいの期間は必要となると、段階的にというのは入れ込めないのではないか。いずれにしても毎年変えるのは困難。
- 多くの委員から経過措置や段階的にという意見が出ていた。それを何らかの形で反映させることはできないか。
- 他市と比較しても、割合が一番下のランクから上の方に上げることになるので、増加率は大きい。前回の答申から適切な見直しを怠ってきたという点も考慮すれば、何らかの救済が必要ではないか。
- ◇ 0歳児の半数が第2子、第3子であり、多子軽減措置もある。残った第1子の平均階層も比較的低い。そうしたことを含めて工夫をしている。
- D11階層より上の階層は非常に少ないとみているということか。
- 少ないなら、額を下げて影響はないのではないか。
- 少数の高額所得の負担を減らすとなると、所得間の公平性は損なわれる。低所得の方はそれなりに負担しているにも関わらず、高額所得の方は免除されるのは負担の公平性が損なわれる。「応能負担」と考えれば、皆さんに負担してもらう形が公平性は保たれる。

- ◇ 第1子で0歳児の方のうち、D11～D20階層の延人数は平成18年度実績で約16人。
- 0歳児の第1子が保育所に入りにくいというのは避けたい。個人的には保育所を福祉の観点でとらえている。経済的に恵まれない方たちが不公平に落とされていくのは避けていただきたい。収入の少ない方々が入りやすい保育料の体系が必要。0歳児はもっと低くてもいい。
- 増加率が200%近く上がる場合がある。そこは段階的に実施する等の対応をしてもらいたい。
- 0歳児の家庭で、特に経済的に恵まれない方々が預けやすいような配慮が必要と思うが、経過措置をとっても結果的には上がるので、もし産み控えるというのがあるとすれば、いつまでたっても産み控えることを想定せざるを得ない。いつまで経過措置をやればいいのか。段階的に上げるとしても、それは年度間の不公平性を生み出すので、50%の目標を設定する以上、最初に市民の理解を得た上で最初に上げた方が制度としてはわかりやすい。いつまでもずるずる経過措置を設けるのはむしろ無責任な対応。
- 4ページの「2. 保育料に対する基本的な考え方」の冒頭記述部分についての議論と考える。どちらにバランスをとっていくか。「welfare magnet」という考え方も、ある意味必要な知識と思う。市の財政を損なう可能性があることを、市民もある程度念頭に置いておいたほうがいい。
- ◎ 基本的な考え方に沿った整理としたい。
- 資料51のNo.14の意見について。最終案6ページの「(1) 保護者負担割合の目安」と平成20年度の保育料を比較し、どれくらい上がるのかという視点があった方がいい。額や率について多くの議論があった。その議論をここで終わらせるのではなく、答申をもとに市民や議会等でも検討していただきたい。今と比べて金額や上昇率がどうかという数字を出していただきたい。
- 平成4年の審議会では徴収基準額表が出ていたが。
- ◇ 平成4年の審議会では表自体が審議の対象だったと思う。今回は、答申の考え方を受けて表を作成する。諮問の内容が違うと考えている。
- ◎ 保育所に入っていない乳幼児の保護者、納税者である市民、それと市の3者の立場から総合的に判断して、望ましい保育料を設定することが必要と思う。これまで議論をしてきたことをもとにまとめさせていただきたい。とりまとめは会長と職務代理と市で行う。
- ◇ 「4. その他」を「4. 今後の見直しに向けて」に、また(1)の中の「多摩市使用料等審議会」を「本審議会」に修正させていただきたい。
- (3)は見直しの内容ではないのではないか。
- ◇ 「3. 最終答申」の(3)として入れてはどうか。
- ◎ 見直しの期間はどうか。
- 資料52のスケジュールをみると、決算データが複数年度そろっていたほうが状況を把握しやすい。目安としては5年後でもいいのではないか。状況が大

大きく変われば、その都度見直すということでもあり、条例化すればその都度議会でも議論がなされる。審議会として正式に審議するのは5年後でもいいのではないか。

- 最終答申の内容について、基本的な考え方はこれでいいと思うが、子どもを産むことや保育所に預けることに躊躇することがないようにしたい。増加率については、仮に200%を超えたとしても、第1子でいえば前の年との関連はないのでその基準でもいい。また、多子軽減という方法で、市はインセンティブを働かせようと考えている。しかし、0歳児が在宅型に切り替わっていく可能性が否定できない中で、乳児に関して保育所が受け皿となり得ていない時に、その人たちを支える仕組みをきちっと担保した方がいい。答申に盛り込む表現としては、例えば「子どもを持つことに喜びをもてる施策にするために、負担率は上がるけれど、その分保育所だけでなく0歳児や乳児に対する育児が充実するような施策へお金が使われる」との趣旨の文言が入らないか。3年後には後期次世代育成行動計画が出たときに少し違った方向性が出る可能性がある。一番怖いのは乳児に対する受け皿がなくなったり、質が低下すること。保育料を負担できない親がいたときに、また一時保育型になってきたときに、0歳児をきちっとサポートしていくことが必要でありながら、ここでの文言によって入るべきものが入らないのではないかというのが気になる。データから言うと見直しは5年後がいい気がしているが、後期次世代育成行動計画は3年後に見直されることになっているので、もしものときにそれに対して手を打つために、答申書の中に何か文言を入れることができないかと考えている。
- 後期次世代育成行動計画がどの程度改正されるかはいつ頃わかるのか。
- 来年度あたりにある程度の骨格が見えてくる。
- 8ページ(2)に、後期次世代育成行動計画を含めて書き込み、もし状況が大きく変われば前倒しで審議会を開催する旨を盛り込むのはどうか。あるいは別立てで(3)として、「今後、国の次世代育成施策の大幅な変更がある場合は、前倒しで審議会を開催する」旨を書き込んだ上で、もし大きな変更がなければ基本的には、5年での見直しとするとはどうか。
- ◎ 5年を原則として、大幅な社会情勢の変化があった場合には見直しをする旨のまとめとする。
- ◇まとめの確認をしたい。「4. その他」を「4. 今後の見直しに向けて」に変更し、その(3)として、「後期次世代育成行動計画の動向により見直し、大きな変革が生じた場合には、期間を前倒しして審議会を開催する」旨を入れる。段階的に実施することに関しては、答申書の文言への反映は行わず、今後条例化する中で検討するというだけでいいか。また、期間については5年ということでもいいか。さらに、5ページ「(3) 現行の市徴収基準額表における各階層の負担のあり方及び階層の整理の考え方」の表現について、6ページ「(1) 保護者負担割合の目安」の根拠となるよう、文言を整理させていただいて構わ

ないか。

◎ 構わない。

◇ 答申の日程については、下記のとおり。

平成19年11月7日(水) 9:00～ 市役所市長室